

年金だより

窓口サービス課国民年金係 ☎973-5498

平成28年度 国民年金保険料の 免除申請の受付を開始します

7月1日
受付開始！

保険料納付免除制度等

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、ご本人の申請手続きによって、保険料の納付が「**全額免除**」または「**一部免除**」（一部納付）される制度があります。

また、50才未満の方には本人と配偶者の所得審査で保険料納付が猶予される「**納付猶予制度**」があります。

全額免除制度

保険料の全額（16,260円）が免除
全額免除された期間は、保険料を全額納付したときと比べ、下記表に示すように将来の年金額が1/2として計算されます。（保険料額は平成28年度の額）

★全額免除となる所得の「めやす」は、前年所得が**次の計算式**で計算した金額の範囲内であること。

●全額免除↓（扶養親族等の数+1）×35万円+22万円

※申請者ご本人のほか、配偶者および

世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※これまで、保険料の全額が免除された期間の年金額は、保険料の全額を納付した場合と比較して3分の1として計算されていましたが、平成21年4月分からは2分の1として計算されるようになりました。

一部免除（一部納付）制度

保険料の一部を免除、残りの保険料は納付
一部免除は3種類です。一部免除をした場合、**追納（一部免除された保険料を10年以内に納付すること）**をしなれば、下記表に示すように将来の年金額は少なくなります。

★一部免除となる所得の「めやす」は、前年所得が**次の計算式**で計算した金額の範囲内であること。

●4分の3免除↓78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

●半額免除↓118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

●4分の1免除↓158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

※申請者ご本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

（注）一部納付制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不測の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

（注）平成28年7月～平成29年6月分の免除申請については、**前年（平成27年）の所得**で審査を行います。

『所得（市・県民税）の申告』がお済みでないとい免除の判定ができません。

【免除手続きに必要なもの】

- 年金手帳
- 印かん（本人が自署する場合は不要）
- 世帯外の方が代理で申請する場合は委任状
- 失業などを理由とするときは、雇用保険受給資格者証（コピー可）等
- 他の市町村から転入された方は、前年の所得証明書（審査に必要なすべ

免除制度	保険料納付額	年金額
全額免除	0円	将来の年金額は 1/2 (21年3月までは1/3)
4分の3免除 (4分の1納付)	4,070円	将来の年金額は 5/8 (21年3月までは3/6)
半額免除 (2分の1納付)	8,130円	将来の年金額は 6/8 (21年3月までは4/6)
4分の1免除 (4分の3納付)	12,200円	将来の年金額は 7/8 (21年3月までは5/6)

夜間年金窓口のご案内

（本庁舎で実施します）

7月、月々金曜日（水曜日を除く）午後7時まで、**免除申請受付を延長**して行います。お仕事等で日中時間のとれない方、免除希望の方はご利用ください！

平成26年4月より、**申請時点の2年1カ月前の月分まで免除を申請**できるようになりました。過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方は、市国民年金係又はコザ年金事務所へお問い合わせください。

また、平成28年7月から納付猶予制度の対象年齢が30歳未満から「**50歳未満**」に拡大されます。

窓口サービス課国民年金係 ☎973-5498
コザ年金事務所 ☎933-2267

